

見附市告示第23号

見附市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を廃止する。

なお、関係図面は令和7年3月21日から3月31日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和7年3月21日
見附市長 稲田 亮

供用廃止をする路線名及び区間 2路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
2027	山崎2号線	見附市山崎町字古畑181-1	見附市山崎町字屋敷226	154.8
4020	小栗山5号線	見附市小栗山町字林割1540-1	見附市小栗山町字下村1765	277.5

供用廃止日 令和7年3月31日